平成２３年（再イ）第１２２号

神戸市垂水区塩屋町671番地の125　アンビエントジェームス山三番館514号

再生債務者　加藤　義信

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年９月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年９月16日

神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２３年（再イ）第１６８号

横浜市港北区篠原町2574番地４新横浜ガーデンハイム１－Ｃ

再生債務者　福井　朋秋

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年９月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年９月20日

横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（再イ）第１３号

静岡市駿河区小黒２丁目10番40―606号

再生債務者　佐野　　久

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年９月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年９月20日

静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（再イ）第３９号

静岡市葵区松富２丁目15番22―202号　松富グリーンハイツＡ

再生債務者　滝浪　　航（旧姓清水）

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年９月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年９月20日

静岡地方裁判所民事第２部

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構山形都市開発事務所公告第２号

山形広域都市計画事業蔵王みはらしの丘土地区画整理審議会委員選挙の選挙期日を平成24年１月６日と定めたので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第19条の規定に基づき、公告する。

また、この選挙についての選挙人名簿を、下記のとおり縦覧に供するので、同令第21条第２項において準用する同令第３条の規定に基づき、公告する。

平成 23 年 10 月４日

独立行政法人都市再生機構
山形都市開発事務所
所長　安井　俊二

記

1　縦覧開始の日　平成23年11月１日
（縦覧期間２週間）

2　縦覧時間　午前９時00分から
午後５時25分まで

3　縦覧場所　山形市大字松原1504番地２　独立行政法人都市再生機構　山形都市開発事務所

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部公告第 10 号

平成23年11月４日に執行する東京都市計画土地区画整理事業大手町土地区画整理審議会委員選挙の選挙人名簿を縦覧に供したが、縦覧に供した選挙人名簿に異議の申出がなかったので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第22条第１項の規定に基づき、公告する。

また、この選挙において選挙すべき委員の数を下記のとおり定めたので、同条第４項の規定に基づき、公告する。

平成 23 年 10 月４日

独立行政法人都市再生機構
東日本都市再生本部
本部長　大西　　誠

記

1　宅地の所有者が選挙すべき委員の数　８人

2　宅地について借地権を有する者が選挙すべき委員の数　０人

裁決取消訴訟の判決確定公告

東京弁護士会が同会所属弁護士　浅野　憲一会員（登録番号13843）に対してなした懲戒処分（業務停止２月、平成21年２月10日告知）につき、本会がこれに対する審査請求を棄却する旨の裁決を行ったところ（平成21年10月23日告知）、同人から裁決取消の訴えが提起され、平成23年３月９日、東京高等裁判所において原告の請求を棄却する旨の判決が、また、平成23年８月24日、最高裁判所において上告審として受理しない旨の決定がなされ、上記東京高等裁判所判決は同日確定した。よって本会は、これを懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第７号の規定により公告する。

平成 23 年 10 月４日　　日本弁護士連合会

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、推定年齢30～50歳位、推定身長161㎝～165㎝、性別男性（推定）

上記の者は、平成23年３月12日高知県高岡郡中土佐町久礼の雑木林にて白骨化で発見されました。遺体は火葬に付し、遺骨は当町斎場に安置しております。お心当たりの方は当町健康福祉課までお申し出下さい。

平成 23 年 10 月４日

高知県　　中土佐町長　池田　洋光

無縁墳墓等改葬公告

市公園墓地の適正な管理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から１年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成 23 年 10 月４日　　水　戸　市

1　墳墓等所在地　茨城県水戸市田野町1800番地の１　水戸市浜見台霊園

1　墳墓等の名称　小林家之墓

1　死亡者の本籍及び氏名　福島県いわき市常磐水野谷町竜ケ沢181番地　小林まつ江

1　改葬を行おうとする者　茨城県水戸市中央１丁目４番１号　水戸市長　高橋　　靖

会社その他の公告

解散公告

当社は、平成二十三年九月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十月四日

福島県いわき市勿来町関田南町二八番地
有限会社サン・ハート
代表清算人　根本トシ子

解散公告

当社は、平成二十三年十月三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十月四日

東京都千代田区神田神保町一丁目一一番地
三井生命神保町ビル一一階さくら総合事務所内
有限会社エイト・アベニュー
清算人　浅野　明彦

解散公告

当社は、平成二十三年九月二十六日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十月四日

東京都墨田区菊川三丁目七番一号
株式会社エタニティ
代表清算人　河尻　勇二